

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B製作所に雇用され、機械オペレーターとして金属加工の業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、切粉の入った重さ20kgの缶を一気に持ち上げた際に、腰部を負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同月〇日、C診療所に受診し「変形性腰椎症、座骨神経痛」と診断され、同年〇月〇日、D病院にて「腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、上記傷病が悪化したとして、E病院に受診したところ「再発性腰椎椎間板ヘルニア、腰部神経根炎」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第11級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害は、せき柱の変形障害及び神経症状であると認められるところ、請求人は、これらの障害について障害等級第8級に該当する旨主張している。

(2) 当審査会において、改めて、本件における医学的所見を含む一件記録を精査するも、決定書理由に説示するとおり、請求人が主張する神経症状は請求人のせき柱の変形に伴う受傷部位に通常伴う疼痛と認められるものであり、請求人に残存する障害は障害等級第11級に該当するものと判断する。

(3) なお、請求人は、F医師から「請求人に残存する障害の程度は、障害等級第8級に該当する」旨の発言があったことを根拠に、請求人の障害等級に不服を述べているところ、同医師は、症状意見書において「医師の立場でどの等級に該当するとは伝えていない。請求人が常時杖を使用しているのは下肢痛と下肢筋肉低下による。」と述べている。

(4) また、請求人は、G医師作成の診断書を根拠に、「通常の労務はできる」状態ではない旨主張しているが、請求人に残存する障害の程度は上記判断のとおりであり、同主張を採用することはできない。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害の程度は障害等級第11級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補

償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。